

平成24年2月24日

各 位

会社名 株式会社メッツ
代表者名 代表取締役社長 尾形 和也
(コード番号 4744 東証マザーズ)
問合せ先 代表取締役社長 尾形 和也
(連絡先 03-5468-3590)
<http://www.metscorp.co.jp/>

当社株式の監理銘柄（確認中）の指定解除に関するお知らせ

当社株式は、平成23年11月14日より監理銘柄（確認中）に指定されておりましたが、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます）より、平成24年2月24日、同25日付で当該指定を解除する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社株式は、平成23年11月14日付「解散ならびに解散に伴う臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、平成24年1月30日に解散決議等を付議する臨時株主総会を開催し、解散の議案が承認可決された場合には、当社株式は上場廃止となる旨を開示したことにより、東証から、平成23年11月14日付で監理銘柄（確認中）に指定されておりました。

本日、当社が「当社普通株式等に対する公開買付けの結果及び支配株主等の異動に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に達したことにより、本公開買付けは成立いたしました。

これを受け、本日開催の取締役会において、延期しておりました当該臨時株主総会の開催を中止することを決議し、「臨時株主総会の中止に関するお知らせ」を開示したことにより、東証から、平成24年2月24日付で当社株式に対する「監理銘柄（確認中）」の指定を解除する旨の発表がありました。

なお、依然として当社は、下記の2点において、上場廃止基準に抵触しており、上場廃止になる可能性がございます。

1点目は、平成23年12月1日付「当社株式の時価総額に関するお知らせ」で公表したとおり、当社の普通株式は、平成23年11月において月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円未満となり、東証の有価証券上場規程第603条第1項第5号aの規定による上場廃止基準に抵触し、同日から9ヶ月（事業計画改善書を3ヶ月以内（※1）に東証に提出しない場合にあっては、3ヶ月）以内に、毎月の月間平均時価総額及び月末時価総額が3億円（※2）以上にならないときは、上場廃止になる可能性があります。

2点目は、東証から本日付で、「実質的存続性に関する審査（実質的存続性の喪失）の猶予期間入り」について公表された通り、本公開買付成立により、当社は実質的な存続会社でないと認められたため、一定期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合しない場合に上場廃止となる猶予期間に入りました。

当社といたしましては、1点目については東証の有価証券上場規程に定める提出期限である平成24年2月末日までに、事業計画改善書を提出する予定であります。

2点目につきましても、これまで培ってきた「リアルエステート」および「IT・システムコンサルティング」の経験とノウハウを活かし事業再生を図るとともに、新たなビジネスモデルによって、収益を確保し、事業存続を図りながら事業展開を実現してまいります。これらの取り組みにより、東証の「新規上場審査基準に準じた基準」に適合しているか審査を受け、同基準に適合すると認められ、猶予期間を解除さ

れるよう事業を推進してまいります。

株主の皆様、お取引先様をはじめ関係者の皆様方に多大なるご迷惑、ご心配を引続きおかけしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

- ※1 事業計画改善書の提出期限は平成24年2月末日となります。
- ※2 東証による平成23年12月13日付「上場株券に係る時価総額基準の取扱いの一部変更措置の延長について」によれば、平成21年1月末日より平成24年12月末日までの間、時価総額基準が5億円未満から3億円未満に変更となっております。

以上